

「市民活動の活性化と市の支援について」

吉田貞子

〔質疑〕やる気応援事業の補助期間は3年で十分だったのか。

事業の検証内容と今後の支援体制の展開内容を伺う。今年度から社会福祉協議会のバス利用が変わったが、このバスを利用できなくなつた団体は何団体か。安価で安心して利用できる

輸送手段の市の支援策はないか。

設立動機が行政需要のみではなく、市民自発の生活に即した設立や運営をサポートし、コーディネートする市民活動センターの体制整備の考えはないか。

今年度で平成17年度から3年間が経過するが、現在までの活動状況及び支援内容を踏まえ、交付団体にアンケート調査等をしながら、今後の支援内容を改めて再検討していくたい。

社会福祉協議会のバスを使えなくなつた団体は8団体である。

城下広場の有効活用と「軽トラ市」の創設について

四 竈英夫

〔質疑〕城下広場（旧刈田病院跡地）が舗装されることになり、ますます親しみやすい、利用しやすい広場となることが期待される。

そこで、この広場を活用して、地元の農家や一般市民が、「軽トラック」を使用して、野菜や果物、山菜、手作り加工食品、その他地場産品な

どを販売する「軽トラ市」の創設を呼びかけてはどうか。産直販売は流通の原点であり安全で安心な食品を提供する最も確実な方法である。

地元産の野菜、地場産品などを有効活用するとともに、街に賑わいをつくる「軽トラ市」を呼びかける考えがないか伺いたい。

〔答弁〕「軽トラ市」の開設は、城下広場の活用、また、地産地消の促進、まちのにぎわいづくりなどあわせ持つ、有効な施策の一つと考えられる。

現在、市内には農産物の直売所が8カ所あり、いずれもが出店者の皆様の熱意と努力によってにぎわいを見せており、このような「市」を持続させ、展開していくためには、行政主導ではなく、出店する

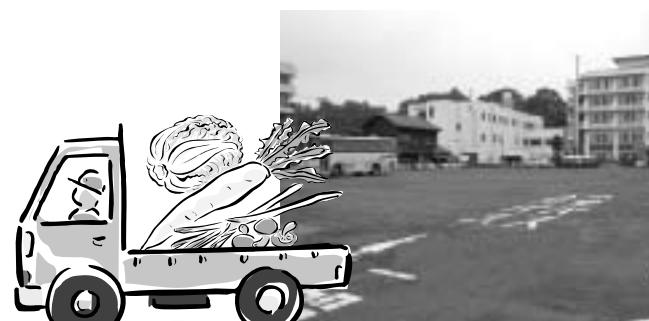
市としては、広場の活用の情報提供やアドバイス的な後方支援という形をとつていただきたい。

後方支援は、いろいろな面で自主性を重んじたうえで行われるべきであり、それに対して市は何ができるか、協議して市は何ができるか、協議会ができ上がり次第、どのような支援ができるかを話し合ひのもとでやっていきたいと考えている。

福祉バスについては、東北運輸局宮城運輸支局より、燃料費等一部負担を求める運行は、道路運送法上違法であるとの指摘を受けた。

このことを受けて、今年度から使用対象を市の業務、公益的団体に限定し、市職員が同乗して運行することにしたのである。

コーディネーターがいれば、活動が活性化すると思われるが、現在のセンターの利用状況や利用している会員などの意見等を踏まえ検討していくべきであると考えている。



城下広場

〔答弁〕補助期間は、原則3年以内であるが、今後は1年を限度として期間を延長することができるようと思つている。

福祉バスについては、東北運輸局宮城運輸支局より、燃料費等一部負担を求める運行は、道路運送法上違法であるとの指摘を受けた。

これは、いつでも自由に使える施設、会員同士の情報交換の場として、使用できるよ

うにしたものである。